

第4章 第8期計画の理念と推進方針

1 基本理念

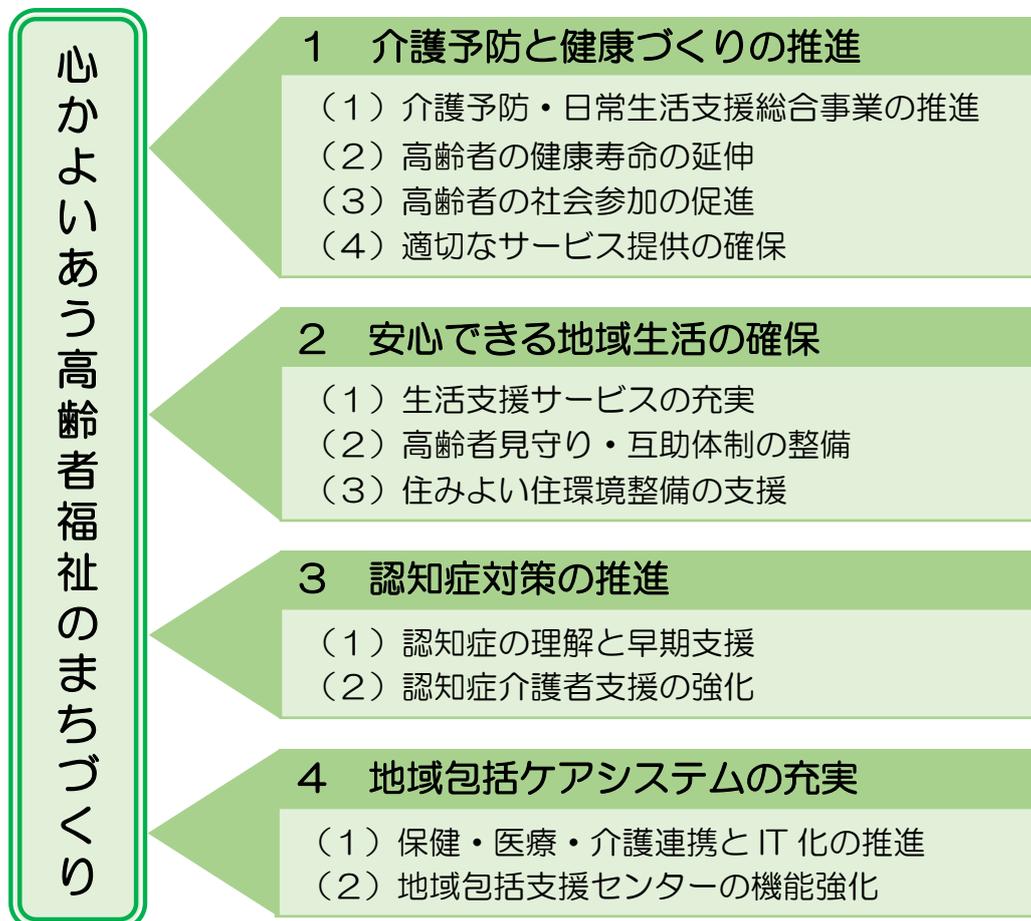
本町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立し安心して日常生活が送れるよう、自助・互助・共助・公助の調和を図りながら取り組みを進めてきました。今後は、高齢化の進行に伴い、高齢者のライフスタイルや生活ニーズがさらに多様化していくことが予想されるため、健康寿命を延伸し、生きがいを持ちながら生き生きと暮らせる環境を整え、知識や経験を地域社会に活かすことができるよう、人と人とのつながりを大切にしたい助け合い、支え合いの地域共生のまちづくりを推進していく必要があります。

町民みんなが安心して生活できるまちづくりを目指し、第7期に引き続き「心かよいあう高齢者福祉のまちづくり」を基本理念とします。

基本理念「心かよいあう高齢者福祉のまちづくり」

2 計画の基本方針

基本理念を推進するため、4つの基本方針に沿って各事業を展開していきます。



1 介護予防と健康づくりの推進

高齢者が生涯活動的に自分らしく生活するためには、心身の健康の保持や生きがい
が不可欠です。介護の必要な状態になることや要介護状態が重くなることを予防し、
生活機能の維持・改善につながるよう、介護予防事業の推進、健康寿命の延伸、生き
がい活動の促進、自立支援につながるケアの確保を図ります。

2 安心できる地域生活の確保

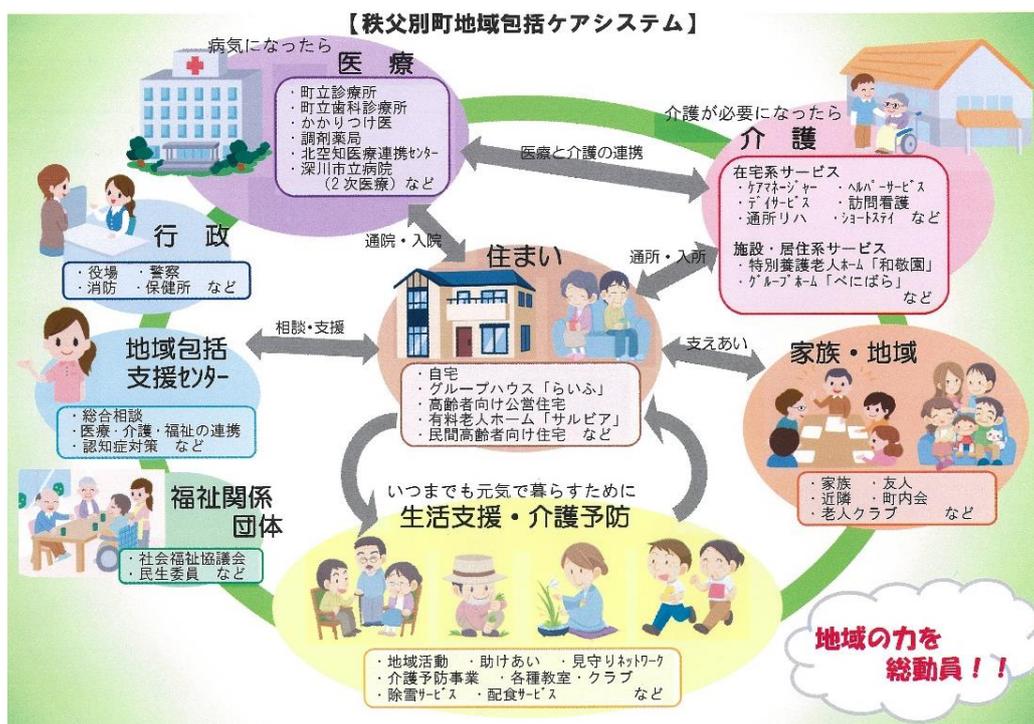
高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の更なる増加が想定されることから、地域での見
守り・安否確認などのインフォーマルな支援や、家事支援サービスなどの日常生活の
支援の需要が高まっています。高齢者が本町で安心して安定的な日常生活を送ること
ができるよう見守りや災害時にも活用できる支援体制の強化を図ります。

3 認知症対策の推進

今後一層の高齢化に伴い、認知症の高齢者が増えることが見込まれます。認知症に
なったとしても、その意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分
らしく暮らし続けることができるような対応策や、認知症の介護者への負担軽減と、
地域住民の理解と助け合いを推進していきます。

4 地域包括ケアシステムの充実

高齢者支援では、包括的かつ継続的な医療・介護の提供が必要であり、関係機関と
の広域的連携を強化し IT 機能や介護ロボットの活用を検討していきます。また、地
域の中核機関としての地域包括支援センターの役割を強化し、多様化した高齢者福祉
分野における地域課題への対応を推進していきます。



第5章 計画推進のための具体的取組

1 介護予防と健康づくりの推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防は高齢者が要介護状態等となることの予防や悪化の防止を目的とする取組であり、その核となる事業が介護予防・日常生活支援総合事業です。心身機能の維持・改善など高齢者本人へのアプローチと通いの場づくりなど環境へのアプローチをバランスよく実践し、要介護状態等にならないよう介護予防を推進します。

主要な取組

◇介護予防・生活支援サービス事業

介護予防ケアマネジメントに基づき作成したケアプランに沿って、町が指定する事業所等により、総合事業対象者が必要とする訪問型サービスや通所型サービス等を提供します。

見 込	3年度	4年度	5年度
介護予防訪問介護相当サービス (人/月)	5	7	9
介護予防通所介護相当サービス (人/月)	12	14	16
介護予防ケアマネジメント (件/月)	15	20	25

◇ふれあい・いきいき広場

社会福祉協議会に委託し、高齢者の生きがいづくり・介護予防を目的として、レクリエーションや運動機能・口腔機能向上等の内容を集団で行うことによって、毎月楽しみを提供します。

目 標	3年度	4年度	5年度
実施回数(回)	11	11	11
参加者(延べ人数)	550	550	550
参加者(実人数)	65	65	65

◇まるごと元気運動教室

NPOに委託し、健康運動指導士による体力測定の結果に基づいた体力別の3つのクラスで、頭と身体を連動させる手指の体操、足腰の筋力トレーニング、参加者同士の交流を深めるレクリエーションなどを組み合わせた運動教室を開催します。

目 標	3年度	4年度	5年度
実施回数(回)	48	48	48
参加者(延べ人数)	1,100	1,200	1,300
参加者(実人数)	40	43	45

◇出張健康相談・出張健康教室

各町内の老人クラブに専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士、言語聴覚士）が健康相談や講話などを行うことにより、健康や介護予防に関する知識を普及します。

目 標	3年度	4年度	5年度
実施回数（回）	19	19	19
地区数（町内会）	12	12	12

◇自主活動グループへの支援

自主活動グループへ定期的に活動の支援を行うことにより、一人一人の健康意識が高まり、グループの活動が活性化され、地域全体の健康保持と介護予防に繋がります。

目 標	3年度	4年度	5年度
運動指導士（派遣回数）	4	4	4

◇訪問型リハビリ事業

運動機能や口腔機能低下を予防するために専門職が訪問し、日常生活で意識する事などを助言する事によって介護予防を図ります。

目 標	3年度	4年度	5年度
作業療法士（訪問回数）	3	3	3
言語聴覚士（訪問回数）	2	2	2
訪問人数（延べ人数）	10	10	10

◇地域リハビリテーション活動支援事業

北空知1市4町の広域事業として、深川市立病院から作業療法士を派遣してもらい、各事業や訪問、ケア会議等を進めるうえで専門的知見から助言をもらい、町としての介護予防事業の内容の充実や要介護状態等にある人の在宅での自立支援の取組の強化を図ります。

目 標	3年度	4年度	5年度
作業療法士（派遣回数）	34	35	36
訪問人数（延べ人数）	36	36	38

◇介護予防把握事業、一般介護予防事業評価事業

介護相談部局や保健指導部局、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携により、閉じこもり等支援が必要な人の情報の把握に努め、介護予防活動につなげていきます。

また、介護予防事業の取組の実施状況や実績などを分析・評価し、より良い事業展開ができるよう検証します。

(2) 高齢者の健康寿命の延伸

高齢者の健康寿命を延ばし生活の質を高めていくには、生活機能の保持・改善と要介護状態に結びつく疾病の予防等が両輪となって進んでいくことが必要です。

健康な人を対象にした健康づくりや疾病予防を推進するとともに、早期治療に結びつくよう疾病の早期発見や重症化予防のための事業を進めていきます。

主要な取組

◇ゴールド健診及び後期高齢者人間ドックの実施

75歳以上の方を対象に、身体測定、血圧測定、尿・血液検査、診察等を内容とする生活習慣病等の健康診断事業であるゴールド健診と、がん検診を含む総合的な検査ができる後期高齢者人間ドックを実施し、後期高齢者の生活習慣病等の疾病の早期発見や予防、重症化の予防に努めます。

目 標	3年度	4年度	5年度
健診受診率	28.0%	29.0%	30.0%

◇健康充実健診（特定健診）及び人間ドックの実施

40～74歳の国民健康保険被保険者を対象とした、メタボリックシンドローム対策を内容とする生活習慣病等の健康診断と、がん検診を含む総合的な検査ができる人間ドックを実施します。また、健診結果をよりよい生活習慣改善に活かせるよう、健診当日の保健相談及び事後保健相談等を充実し、生活習慣病の予防・重症化予防に努めます。

目 標	3年度	4年度	5年度
健診受診率	51.0%	52.0%	53.0%
特定保健指導実施率	73.0%	75.0%	78.0%

◇各種がん検診の実施

40歳以上の方の肺がん・胃がん・大腸がん、50歳以上の男性の前立腺がん、20歳以上の女性の子宮がん・乳がんの検診を実施し、生活習慣に伴い発症しやすいがん等の予防・早期発見に努めます。

◇脳の検診の実施

30歳以上の方を対象に脳の検診を偶数年度毎の2年に1回実施し、脳疾患の予防・早期発見に努めます。

◇高齢者インフルエンザ予防接種

高齢者が受ける定期のインフルエンザ予防接種の費用の一部助成を行うことで、インフルエンザの感染・重症化を予防します。

目 標	3年度	4年度	5年度
接種率	55.0%	58.0%	60.0%

◇高齢者肺炎球菌予防接種

高齢者が受ける肺炎球菌予防接種の費用の一部助成を行うことで、接種の促進を図ります。

目 標	3年度	4年度	5年度
接種率	35.0%	35.0%	35.0%

◇新型コロナウイルス感染症に係る予防接種

◇出張健康相談・出張健康教室（再掲）

（3）高齢者の社会参加の促進

高齢者が心身の健康を保ち、いつまでも若々しい気持ちや身体でいるためには、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。教育委員会と連携して、高齢者が趣味や特技、サークル活動を通じて地域と交流する場や、これまで得た経験や技能を生かした活動を通じて社会貢献できる場を提供するとともに、これらの活動を推進する団体等に対して支援を行っていきます。

主要な取組

◇高齢者向け社会教育事業

高齢者が楽しみながら知識・教養を得られる幅広い学習の場として、高齢者大学「秩父別笑学校」を開校し、生きがいの創造と高齢者の社会参加につなげます。

目 標	3年度	4年度	5年度
授業数（回）	4	4	4
登録者（人）	37	40	40

◇各団体等への支援

高齢者の生きがい創出に資する活動を行う団体等に対して、活動の継続のために補助という形でその取組の支援を行っていきます。

(4) 適切なサービス提供の確保

要介護状態になった高齢者が自分らしい生活を営むためには、効果的な介護サービスの提供による支援が不可欠です。介護サービスが必要な方への迅速な認定と、必要なサービスが適切に提供されるよう促すとともに、介護給付が適正に行われているかの確認を行っていきます。また、今後、懸念される介護人材の不足に対応するため、人材の確保のための施策を推進します。

主要な取組

◇要介護認定の適正化

変更認定や更新認定において認定調査を委託して行った案件について、認定調査の内容が適正か点検します。

目 標	3年度	4年度	5年度
点検率	100%	100%	100%

◇ケアプランの点検

居宅介護支援事業所が作成したケアプランの内容が、サービス利用者の自立に対して適切かどうか確認します。

目 標	3年度	4年度	5年度
点検率	100%	100%	100%

◇住宅改修の点検

住宅改修費の申請時に工事見積や工事個所の写真による確認を行うとともに、施工後訪問により施工状況や利用者の状況を確認します。

目 標	3年度	4年度	5年度
点検率	100%	100%	100%

◇福祉用具の点検

福祉用具貸与利用者、福祉用具購入者を訪問し、その必要性や利用状況の確認を行います。

目 標	3年度	4年度	5年度
点検率（福祉用具貸与）	100%	100%	100%
点検率（福祉用具購入）	100%	100%	100%

◇縦覧点検

北海道国民健康保険団体連合会に委託し医療保険の入院情報等と介護給付の状況を突合し、その整合性を点検します。

目 標	3年度	4年度	5年度
点検数（件）	34	35	34

◇医療情報との突合

北海道国民健康保険団体連合会に委託し複数月にまたがるサービスの利用状況を確認し、提供サービスの整合性を点検します。

目 標	3年度	4年度	5年度
点検数（件）	12	11	11

◇介護給付費通知

介護サービス利用者等に対し、サービスの請求状況・費用を通知します。

目 標	3年度	4年度	5年度
実施率	100%	100%	100%

◇介護職員初任者研修受講補助金交付事業

本町に所在する介護事業所に就業する意思があり、介護職員初任者研修を受講する町民に対し、その受講料を全額助成します。

目 標	3年度	4年度	5年度
助成件数（件）	2	2	2

◇介護従事者定住促進補助金交付事業

介護事業所に就業して本町に移住する者に対し、介護事業所からの雇用助成に上乗せして、移入に係る準備金として助成します。

目 標	3年度	4年度	5年度
助成件数（件）	2	2	2

2 安心できる地域生活の確保

(1) 生活支援サービスの充実

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加により、国の制度サービスでは補えない生活支援の必要性が高まっています。高齢者の生活上の身近な支援を進めるとともに、地域課題の把握やその対応のための協働・連携を推進します。また、うるおいのある暮らしができるよう本町の特色を生かした独自の事業を行っていきます。

主要な取組

◇シルバー見守り協議会事業

生活支援体制整備事業の協議体として、積極的に情報交換・情報共有を進め、地域における生活支援ニーズへの対応に係る連携を進めていきます。また、高齢者見守り協定の締結事業所の拡大や各関係機関との協働による積極的声掛け・高齢者の状態把握等を通じ、地域と共に災害対策を含めた高齢者の見守り事業の推進を図ります。

◇生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活支援ニーズの把握を行い、関係機関とのネットワークの形成やニーズに対応するサービス提供体制の検討を行います。

◇除雪サービス事業

除雪が困難な非課税の高齢単身・高齢夫婦世帯の方を対象に、冬期間の生活道路を確保するため、除雪ヘルパーを派遣し除雪を行います。

◇宅配食事サービス事業

栄養維持と見守りが必要な高齢者に食事の宅配サービスを提供し、非課税の高齢単身・高齢夫婦世帯の方を対象に、かかった費用の一部を補助します。

◇屋根雪の除雪費用の助成

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の方の住宅の屋根雪下しにかかった費用の一部を助成し、冬期間の安全な生活を支援します。

◇秩父別温泉入館料助成事業

秩父別温泉を活用し、入浴による健康の増進と外出・交流の機会を作ることを目的として、60歳以上の方に秩父別温泉「ちつぶ・ゆう&ゆ」の入館料半額助成券を配布します。

◇タクシー助成事業

60歳以上の方に町内移動におけるタクシー利用料の助成券を配布し、社会参加の促進や日常生活の維持が図られるよう支援します。

◇路線バス利用支援事業

65歳以上の方に深川市内への通院等におけるバス利用料の一部を助成し、社会参加の促進や日常生活の維持が図られるよう支援します。

◇迷惑電話対策機器購入補助事業

65歳以上の方が迷惑電話の録音やメッセージ送信等ができる電話機を購入した費用を助成し、詐欺等の高齢者犯罪の防止を図ります。

(2) 高齢者見守り・互助体制の整備

町内会や近所づきあいなど地域の結びつきなどの特色を生かし、元気な高齢者を含む近隣住民や地域団体などによる声掛けや見守りなど、住民同士の助け合いの促進を図るとともに、在宅における緊急時・災害時の早期対応や救急時の円滑な引継ぎのための取組を行っていきます。

主要な取組

◇シルバー見守り協議会事業（再掲）

◇認知症高齢者SOSネットワーク

徘徊の可能性のある在宅の認知症の人を事前に登録してもらい、警察の協力のもと徘徊発生時に情報共有し、目撃情報の通報等を行うことでその安全を確保します。

◇緊急通報システムの設置

希望者宅に、体調の急変時や火災等の緊急時にボタン一つで消防に通報できる緊急通報システムを設置します。また、既存システムが正常に働くよう適切な管理を行います。

◇ちっぷQ救ボトルの配布

緊急時に迅速な救命活動が行えるよう、持病や医療の情報、緊急連絡先等救急救命時に必要となる情報を記入した用紙を入れ、冷蔵庫に保管しておくボトルを希望者に配布します。

(3) 住みよい住環境整備の支援

高齢者の希望と経済力にかなった住まいが確保されていることが地域包括ケアシステムの前提となります。これまで本町では高齢者向けの集合住宅や公営住宅の整備を行い、民間事業者による高齢者向け住宅の建設も行われています。今後は、高齢者を含めた持家の改修に支援することで安心して住むことができる住環境の整備を促進していきます。

主要な取組

◇秩父別町住宅リフォーム補助金

高齢者を含め、既存住宅や空き家を取得して改修する場合、対象経費の一部を補助します。

◇高齢者グループハウスの運営

高齢者グループハウス「らいふ」は、高齢者限定の長屋式の住宅で、高齢者の住みやすさを重視した仕様となっています。持家の管理等が大変になってきた高齢単独世帯・高齢夫婦世帯の方が長く本町で暮らしていけるよう高齢者グループハウスへの住み替えを促進していきます。また、その適切な運営により入居者の安心・安定した生活を守ります。

3 認知症対策の推進

(1) 認知症への理解と早期支援

認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、地域における理解と見守りが重要です。認知症に関する理解の輪を広げ、地域全体で支える基盤整備の取組を推進します。また、認知症の重症化を防止し、地域での生活を継続するためにはその早期診断・早期発見が必要であることから、初期認知症への支援体制の強化や各機関との連携強化を図っていきます。

主要な取組

◇認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の方やその家族を支援する「認知症サポーター」を養成するための研修会を開催します。

◇認知症初期集中支援推進事業

平成29年に設置した、認知症の早期診断・早期対応のための認知症初期集中支援チームは、支援を要する案件が発生した際に、迅速かつ円滑に認知症の初期段階から適切な医療・介護に結び付けられるよう、実際の支援の実施体制の検討を行います。

◇認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方に対し状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者間の連携を図るとともに、その家族を含めた相談・支援体制を構築します。

(2) 認知症介護者支援の強化

認知症の介護負担を軽減するために、地域包括支援センターにおいて介護者への精神的側面への支援を進めるほか、介護者を支え合うための地域づくりへの取組を行っています。

主要な取組

◇総合相談支援業務

高齢者やその家族からの相談に対して、地域包括支援センターが専門的知見に基づき、適切なサービスや制度につなげるとともに、継続的・総合的な関与により支援を行います。

◇家族介護用品支給事業

紙おむつなどの介護用品と引き換えができる給付券を交付し、在宅で要介護3以上の重度の方を介護している住民税非課税世帯の経済的負担の軽減を図ります。

◇シルバー見守り協議会事業（再掲）

◇認知症高齢者SOSネットワーク（再掲）

◇認知症サポーター養成講座（再掲）

◇認知症地域支援推進員の配置（再掲）

4 地域包括ケアシステムの充実

(1) 保健・医療・介護連携とIT化等の推進

介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を継続するために、保健・医療・介護の連携による切れ目ない支援が必要です。医療機関・地域包括支援センター・介護事業者・行政等の関係者の連携体制を強化し、在宅医療と在宅介護の一体的な提供に向けて取組を推進していきます。

主要な取組

◇在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護の一体的提供に向けて、北空知1市4町で構成する北空知地域医療介護確保推進協議会内に多様な関係職で構成された小部会を設置し、入退院支援やITを活用した「きたそらりんく」による多職種連携を図るとともに、地域啓発等について企画検討し、様々な事業の取り組みを行っています。また、将来的に介護ロボットの活用についても検討を行っています。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは平成18年の設置以来、地域住民の心身の健康の維持・生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域における保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援してきました。地域ケアシステムの構築の一層の推進を図っていきます。

主要な取組

◇総合相談支援業務（再掲）

◇権利擁護業務

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して暮らし続けられるように、必要な場合成年後見人制度の活用や老人福祉施設への措置の支援などの諸制度につなげていきます。

◇包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護や支援が必要になった高齢者が本当に必要なサービスを過不足なく受けて、地域で尊厳のある生活を継続できるよう、居宅介護支援事業所を含む関係機関との連携強化や地域の介護支援専門員との協働体制の強化等、実際のケアマネジメントを行う介護支援専門員の資質向上や更なる支援を図っていきます。

◇地域ケア会議の充実

困難事例等について、多職種協働で適切なケア内容を検討するとともに、地域のネットワーク形成、ケアマネジメント支援を行い、その積み重ねから本町の地域課題を抽出し、その解決のための施策の検討・政策形成を推進していきます。

◇在宅医療・介護連携推進事業（再掲）

◇生活支援体制整備事業

（シルバー見守り協議会事業・生活支援コーディネーターの配置）（再掲）

◇認知症総合支援事業

（認知症初期集中支援推進事業・認知症地域支援推進員の配置）（再掲）